平成２３年（フ）第２２８１号
札幌市白石区本郷通８丁目南１番24号　ハイセンス札幌402号
債務者　田中真理子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４３９号
札幌市中央区円山西町２丁目３番７号
債務者　田澤　一葉
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７４号
札幌市北区北７条西６丁目２番地27　ストライプ札幌311号
債務者　長谷川勇治
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７８号
札幌市北区北38条西７丁目２番30号　ハイツ76―102号
債務者　古川布美代
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４８２号
北海道恵庭市文京町２丁目６番３号
債務者　舟根　　優
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５７９号
札幌市西区西町北７丁目４番17号
債務者　伊藤　明穂
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６３０号
北海道千歳市文京１丁目２番地の３
債務者　野上　　毅
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６４５号
札幌市南区真駒内泉町３丁目１番２―2805号
債務者　森　　八重
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６８１号
札幌市白石区栄通17丁目８番25―102号
債務者　苅宿　　敦
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９１号
札幌市白石区南郷通10丁目南１番22号　オルコットハイツ103号
債務者　奥村　真里
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６９８号
札幌市西区琴似２条７丁目１番35―807号
債務者　中村すい子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０７号
札幌市東区北８条東15丁目２番13号　厚成会母子寮
債務者　山崎　里美（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３４号
群馬県安中市松井田町人見237番地　おぎの荘２号
債務者　中里　和男
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３３６号
群馬県藤岡市藤岡1879番地２　川上アパート
債務者　山口　茂樹
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３３９号
群馬県安中市古屋300番地　ＡシックスＡ棟
債務者　福田さえ子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１７１号
千葉県山武郡芝山町宝馬１－１　コスモ運輸株式会社内、住民票上の住所東京都東村山市青葉町２丁目23番地79　岡崎方
債務者　谷内　　仁
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１７７号
千葉県東金市川場1022番地２
債務者　實方しのぶ（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１８１号
千葉県山武市成東623番地２　斉藤ハイツ101
債務者　鈴木　きみ
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係